

●金沢市監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和3年4月1日

金沢市監査委員	西	尾	昭	浩
金沢市監査委員	中	村	哲	郎
金沢市監査委員	高	岩	勝	人
金沢市監査委員	清	水	邦	彦

1 包括外部監査

- (1) 措置通知があった年月日      令和3年3月15日
- (2) 措置を講じた部局等          福祉局こども未来部子育て支援課
- (3) 監査結果の公表年月日      平成25年4月11日（平成25年監査公表第7号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>・子どもふれあい入浴デー事業について 意見（68ページ）</p> <p>子どもふれあい入浴デー事業については、現状の委託料の妥当性を考慮しつつ、事業実施の効果、管理コストも考慮し、事業を見直す必要がある。</p>	<p>利用者数と委託料の妥当性や事業の有効性の観点から、毎月第1日曜日限定で小学生以下が利用できた子どもふれあい入浴デー事業を、小学校3年生以下の子どもと保護者がいつでも利用できるよう、かなざわ子育てすまいるクーポンに追加し、更なる子育て支援の充実のため、新たに親子のふれあいを促進する事業へ見直すこととした。</p>